

土壌・地下水浄化対策工事（その18）

平成23年度の工事計画について



（平成23年4月撮影）

敷地全体の概況

三菱マテリアル株式会社

1. 経緯

平成12年1月より敷地内全域において土壌・地下水調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、その後の継続調査において基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき浄化対策工事を順次実施中であり、今後も、本計画に従って浄化対策工事を実施することとしていますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

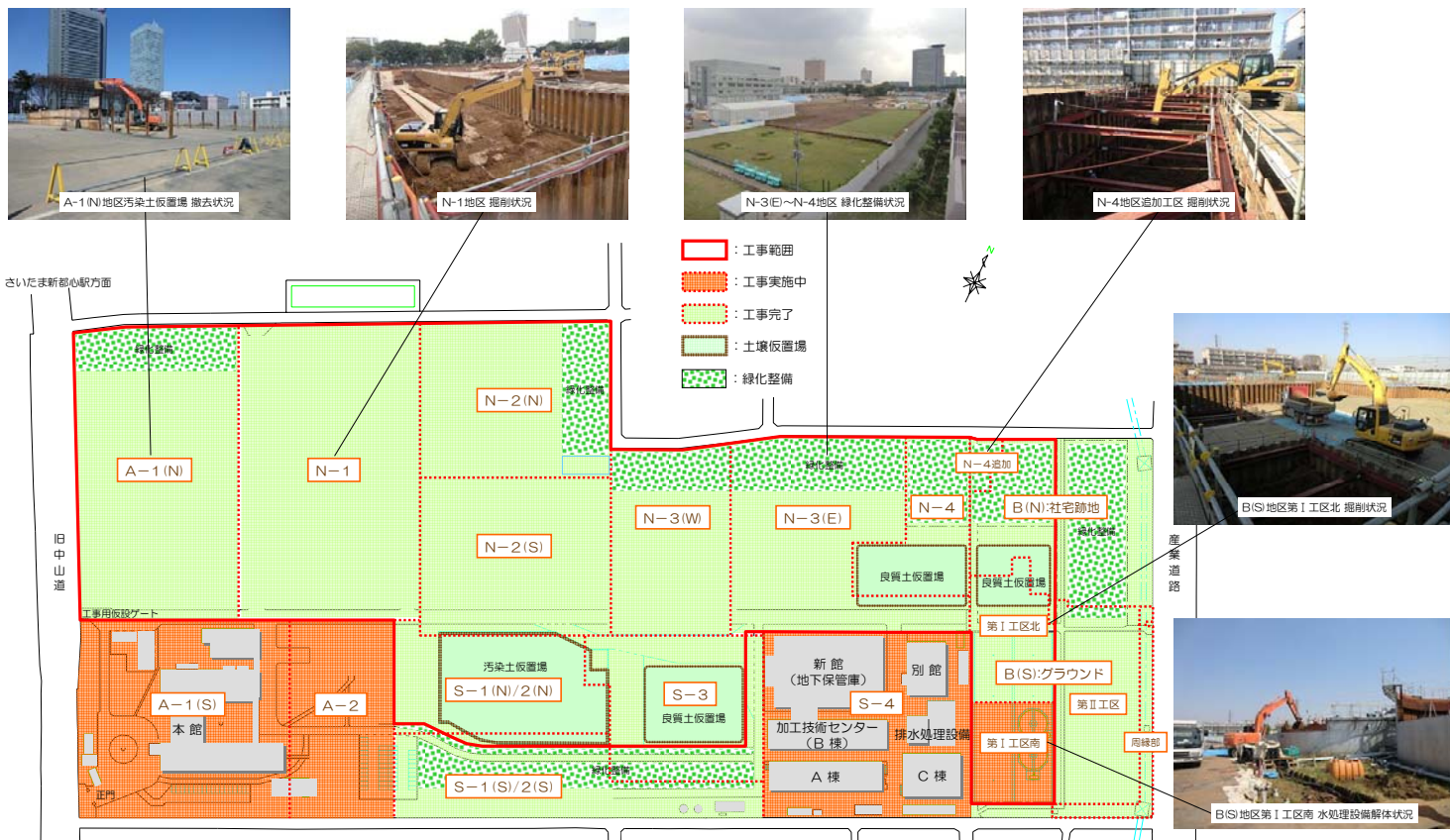
2. これまでの対策工事（図1ご参照）

1) 完了した対策工事

- ・掘削浄化工事 A-1(N)地区、N-1地区、N-2(N)地区、N-2(S)地区、N-3(W)地区、N-3(E)地区、N-4地区、N-4地区追加工区、S-1(N)/2(N)地区、S-1(S)/2(S)地区、S-3地区、B(S)地区第I工区北及び第II工区
- ・緩衝地帯（緑化）の設置 A-1(N)、N-3(W)、N-3(E)、N-4地区及びB(N)地区西の北側、N-2(N)地区の東側、S-1(S)/2(S)地区（歩行者・自転車専用道含む）
- ・その他工事 S-1(N)/2(N)地区汚染土仮置場設置工事、A-1(N)地区汚染土仮置場の廃止、S-4地区原位置浄化工事、B(S)地区周縁部原位置封じ込め工事

2) 実施中の対策工事

- ・掘削浄化工事 A-1(S)/A-2地区及びB(S)地区第I工区南の詳細調査等
- ・原位置浄化工事 S-4地区



(図1)

3. 今年度の浄化対策工事（図2ご参照）

1) 今年度着工予定の工事

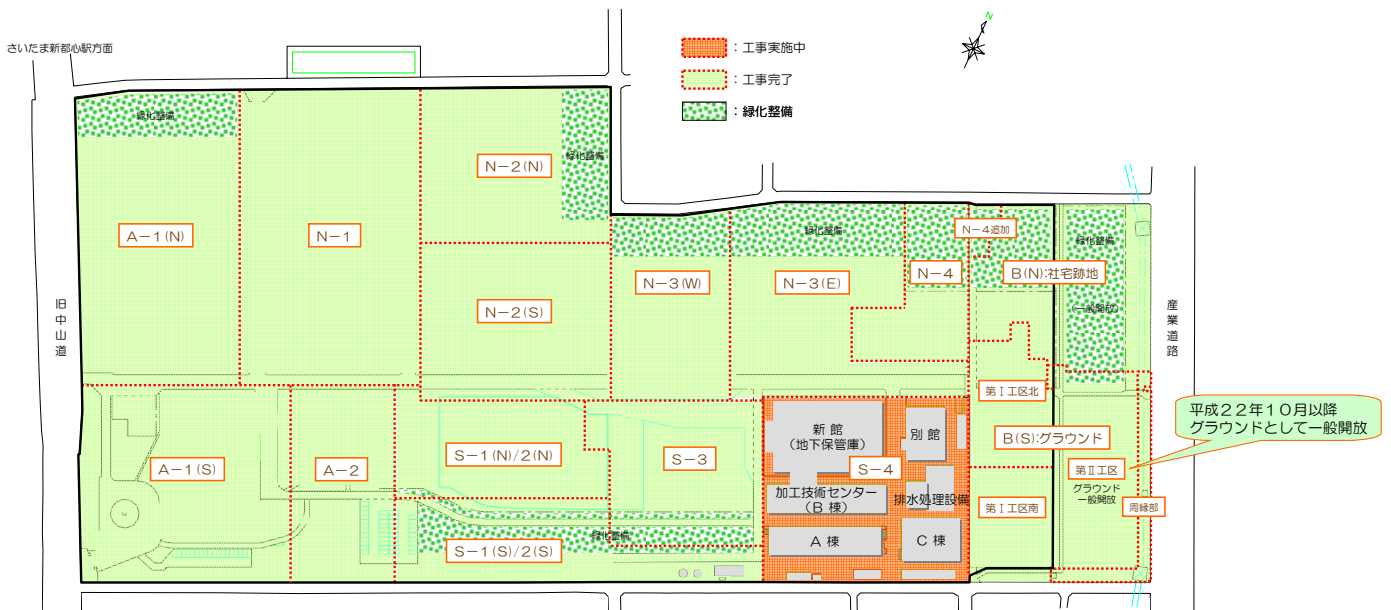
- ・掘削浄化工事 B(S)地区第I工区南（平成23年8月着工予定）

2) 昨年度より継続中の工事

A-1(S)/A-2 地区においては、本館建屋を存続した状態での浄化工事が可能と考えておりましたが、詳細調査の結果、建屋周辺及び一部で基礎下まで鉛の基準値超過が判明したことから、本館建屋を解体する必要が生じました。従って、本館建屋を解体した後に掘削浄化工事を実施することと致します。

- ・掘削浄化工事 A-1(S)/A-2 地区（平成23年10月着工予定）
- ・原位置浄化工事 S-4 地区^{*}

^{*} S-4 地区内では、建屋を今後も事業活動で継続使用することから、通水浄化による原位置浄化を行っています。現時点では、六価クロムの排水基準値（0.5mg/L）を十分に満足するレベル（0.2mg/L程度）にまで低下しております。完了につきましては、浄化の進捗を見ながら判断するものと致します。



(図2) 平成24年3月末の予想図

なお、工事期間中は、騒音・振動対策として防音壁の設置や極力騒音・振動の発生が少ない工法や機械を使用し、更に騒音・振動測定を行っております。埃につきましても、散水をきめ細かく行うとともに、工事現場から出るダンプ等のタイヤ洗浄などを行い、埃の発生抑制に努めます。

4. 全体スケジュール

工事は平成24年に完了する予定です。

項目	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
地下水揚水	[Blue bar from 16 to 24]										
グラウンド原位置浄化	[Green dashed bar from 16 to 21, labeled 'グラウンド西側(第I工区)']										
土壌詳細調査	[Brown bar from 19 to 23]										
土壌掘削除去	[Red bar from 17 to 24, labeled '仮置き土壌搬出 S-3地区']										
浄化確認モニタリング	[Blue bar from 19 to 25]										
原位置浄化(S-4地区)	[Green dotted bar from 19 to 24]										
建屋等解体撤去	[Orange dashed bar from 16 to 22, with a small segment at 24]										
地下水モニタリング(敷地内外)	[Blue bar from 16 to 26]										

全域工事完了予定

全域措置完了予定

Q & A

Q1：グラウンド及びグラウンド北緑地（社宅跡地）は今後どうなりますか？

A1：この土地の利用計画が決まるまでの間、現状通りご利用いただけます。（グラウンドではゲートボール、グラウンドゴルフなどにご利用できますが、野球やサッカーの試合はできません）

Q2：本館建屋を解体することになった理由は？

A2：詳細調査の結果、本館建屋の周辺及び一部では基礎下まで、鉛の基準値超過が確認されました。これは、従前、建屋の外壁材（窓枠等）の塗料に鉛を使用していたため、これら塗料が風化して、建屋周囲に拡散したことが原因と考えられます。

従って、本館建屋が存在するA-1(S)/A-2地区においては、建屋を解体しないと再汚染の可能性があることから、本館建屋を解体した後に、掘削浄化工事を実施することと致します。

Q3：浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A3：原則、次のとおりです。

- ・作業時間：午前8時から午後6時まで
- ・作業休止日：日曜・祝日

Q4：浄化工事を完了した地区はどのようにするのですか？

A4：一部は緩衝地帯（緑地帯）を設け、それ以外は土壌仮置場（良質土、汚染土）などに利用致します。

Q5：汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A5：土壌汚染対策法で定める「汚染土壌処理施設」（浄化等処理施設、セメント製造施設等）において適切に処理処分を行います。

Q6：S-4地区の原位置浄化はいつまで続けるのですか？

A6：現時点では、六価クロムの排水基準値（0.5mg/L）を十分に満足するレベル（0.2mg/L程度）にまで低下しておりますが、引き続き、環境基準値（0.05mg/L）以下にすることを目標に運転を継続する予定です。

お問い合わせ先：三菱マテリアル株式会社 大宮総合整備センター「近隣の皆様の相談室」

電話：0120-662-637（フリーダイヤル） Eメール：k-soudan@mmc.co.jp

作成日 平成23年5月14日